

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

## 1 災害共済給付制度の内容等

(1) 死亡見舞金 3,000 万円（通学中の死亡及び突然死は半額給付）

(2) 障害見舞金 4,000 万円～88 万円

障害の程度により、4,000 万円（1 級）～88 万円（14 級）となる。

（通学中は半額給付）

(3) 医療費支給対象額

医療に要する費用が 5,000 円以上のものに限り、費用の 4 割を支給する。

〔医療費が 5,000 円の場合、2,000 円給付（内訳：自己負担 3 割 1,500 円，加算額 1 割 500 円）〕

医療費の支払期間は、最長 10 年間

## 2 災害共済給付制度の適用等に関する注意点

(1) この制度へは全ての公立学校が加入しているが、生徒個人の加入については任意であることから、各市町村教育委員会又は各中学校へ未加入の生徒の確認をすること。

(2) この制度は、学校管理下の活動で起きた事故災害（通学下校時も含む）が対象となるので、必ず各中学校長から参加申込書を提出させること。

また、部活動体験等を実施する場合は必ず体験入学のプログラム（実施内容）に記載し、中学校へ案内すること。

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の適用には、中学校の教育活動としての管理下にあることが必要で、各中学校長からの参加申込書の提出だけでは同災害給付金制度の適用に不足の場合がある。

については、学校管理下での中学生の体験入学への参加にあっては、次の対応をすること。

ア 当該中学校の教員に引率させること。

イ アによる対応が困難な場合、当該中学校の教員による複数校の巡回など、適切な監督指導のもとで参加させること。

ウ やむを得ずア及びイによる対応が困難な場合、当該中学校において、生徒に対し高校への往復及び体験入学時における安全指導等について、事前及び事後の指導をさせること。なお、高校での指導については、中学校長に関係高等学校長へ委任状で依頼させること。

これらによらない場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が適用されない場合があるので、対応が困難な場合にあっては、他の傷害保険に加入させるなどの措置をとること。